鈴鹿市内で大規模な行為を行う場合は、景観 法に基づく届出を行う前に条例に基づく事前 相談が必要です。

鈴鹿市は、良好な景観づくりを進めるため、平成 21 年 1 月 1 日に景観行政団体になり、平成 23 年1月1日から「鈴鹿市景観計画」の運用を開始しました。今回、景観を取り巻く環境の変化に対応 するために景観計画の改定を行い、令和6年4月1日から運用を開始します。

鈴鹿市内で下記(届出対象行為)のような景観に影響を与える大規模な行為を行う場合は、事前に 景観法に基づく届出が必要です。届出の受理の日から原則 30 日間(最大 90 日間)は行為に着手でき ませんが、着手できない期間を短縮できる場合があります。

また、鈴鹿市景観づくり条例に基づく事前相談が計画段階で必要となりますので、お問い合わせください。

※地区別景観づくり計画による届出対象行為の範囲や景観形成基準とは違いがありますので、ご注意ください。

#### 届出対象行為 (1) ①建築物の新築、 ③土地の開墾そ ⑥ 屋 外 に ②工作物の新設、増築、改築若しくは移 増築、改築若し の他の土地の おける 転、外観を変更することとなる修繕若 対 くは移転、外観 物件の 形質の変更 しくは模様替又は色彩の変更 象 を変更すること 堆積 行 ④木竹の伐採(※) となる修繕若し くは模様替又は ⑤土石の採取及び 色彩の変更 鉱物の掘採 •煙突、鉄柱•木 ■ 擁壁等:高さ 5m超 行為に係る土地 (2)行為に係る土 かつ長さ10m超 の面積 柱、アンテナ、装飾 地の面積 高さ10m超 ■アスファルトフ<sup>°</sup>ラント、自 届 塔、高架水槽、遊 1,000 m Z スは 1,000 m超 動車車庫、処理施設 又は 戯施設等: 出 行為に伴い生ず 又は 建築面積 1,000 ㎡超 等: 高さ10m超 扙 る擁壁 - 法面 高さ 10m 超 高さ5m 超 又は が高さ5m超 かつ 象 築造面積 1,000㎡超 電線路用の鉄柱等: 長さ10m超 規 高さ 30m 超

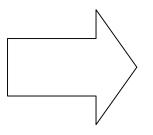
※木竹の伐採は、令和6年10月1日以降に届出対象行為になります。

# 景観に配慮した届出対象行為の計画・設計の進め方

周辺の景観資源を 探してみる

景観類型別の

景観形成基準を把握する



景観に配慮した計画を考える

景観チェックシートの活用 「景観資源シート」 「景観類型シート」

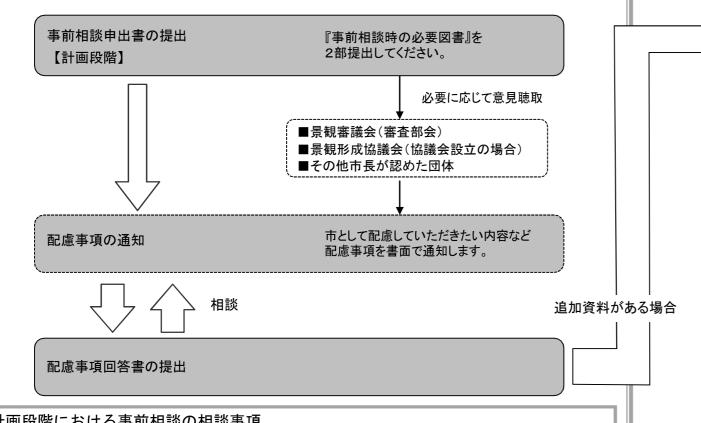
## 設計段階事前相談

追加資料の提出【随時】

配慮事項の通知

配慮事項回答書の提出

相談



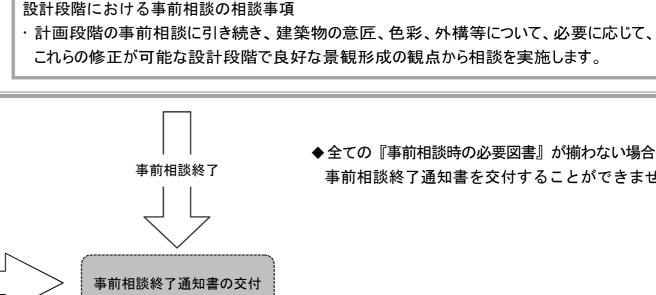
### 計画段階における事前相談の相談事項

- ・建築物及び緑地の配置、ボリューム等について必要に応じてこれらの修正が可能 な計画段階で良好な景観形成の観点から相談を実施します。
- ・地域特性を考慮し、どのような景観上の配慮をして計画することが望ましい か、市と相談します。

### ◆『事前相談時の必要図書』

事前相談時の必要図書	建築物 工作物	土地の形質 の変更 木竹の伐採	物件の堆積
鈴鹿市景観計画区域内における	0	0	0
行為の事前相談申出書(第5号様式)	別紙1、2	別紙3	別紙3
委任状 ※届出者以外が手続を行う場合	0	0	0
景観チェックシート (景観資源シート+景観類型シート)	0	0	0
付近見取図	0	0	0
配置図	0		0
立面図	0		
現況写真	0	0	0
現況図		0	
土地利用計画図		0	
断面図(※必要な場合に限る)		0	

◆計画段階において、『事前相談時の必要図書』が揃わない場合又は提出した図書の内容に変更があ る場合は、設計段階において当該図書を提出することができます。



◆全ての『事前相談時の必要図書』が揃わない場合は、 事前相談終了通知書を交付することができません。

2部提出してください。

■景観審議会(審査部会)

■その他市長が認めた団体

■景観形成協議会(協議会設立の場合)

市として配慮していただきたい内容など

配慮事項を書面で通知します。

必要に応じて意見聴取

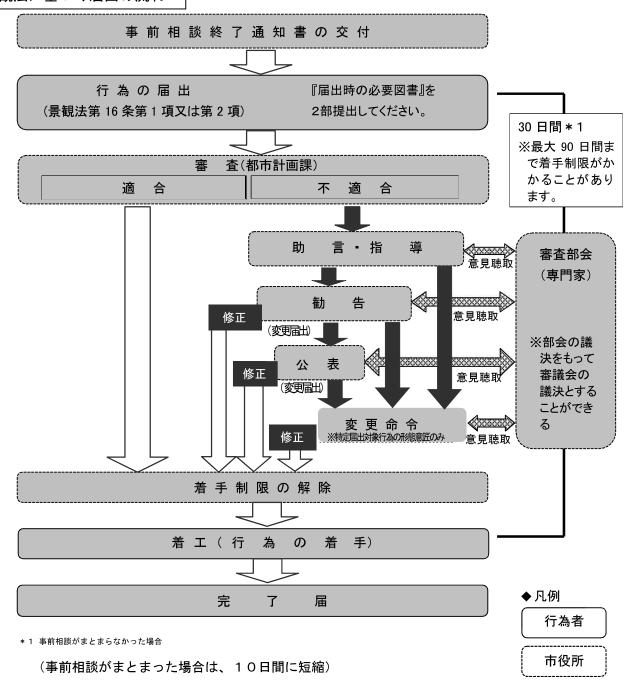
◆凡例

事前相談終了

行為者

市役所

事前相談申出書の提出から事前相談終了通知書の 交付までの標準処理期間を60日間とします。 ※ただし、規模によって異なることがあります。



#### 『届出時の必要図書』

- 鈴鹿市景観計画区域内における行為の届出書(第1号様式の3)及び対象となる別紙
- 事前相談終了通知書(第5号様式の3)

※事前相談がまとまらなかったときは、『事前相談時の必要図書』(申出書を除く。)が必要となります。

#### 問い合わせ先

都市整備部 都市計画課 計画・景観グループ TEL: 059-382-9063 FAX: 059-384-3938

E-mail: toshikekaku@city.suzuka.lg.jp

ウェブサイト: http://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/plan/keikan/index.html